

〈別紙1〉

介護予防通所リハビリテーションについて

(令和6年4月1日現在)

1 介護保険証の確認

ご利用の申込に当たり、ご利用希望者本人の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービス提供するに当たっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者やご家族の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容について同意をいただくようになります。

3 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料金（1月当たりの自己負担部分）

	1月当たりの料金 (1割負担の場合)	1月当たりの料金 (2割負担の場合)	1月当たりの料金 (3割負担の場合)
要支援 1	2, 268円	4, 536円	6, 804円
要支援 2	4, 228円	8, 456円	12, 684円

② サービス提供強化加算料金（1月当たりの自己負担部分）

	1月当たりの料金 (1割負担の場合)	1月当たりの料金 (2割負担の場合)	1月当たりの料金 (3割負担の場合)
要支援 1	88円	176円	264円
要支援 2	176円	352円	528円

③ 介護職員処遇改善費

- ・介護保険のサービスを行った総額に4.7%を乗じた金額

④ 介護職員等特定処遇改善費

- ・介護保険のサービスを行った総額に2.0%を乗じた金額

- ⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算
・介護保険のサービスを行った総額に1.0%を乗じた金額
- ⑥ 科学的介護推進体制加算
・1割負担の方：40円/日
・2割負担の方：80円/日
・3割負担の方：120円/日
- ⑦ 同一建物減算
事業所と同一建物から事業所に通う利用者にサービスを提供した場合
・要支援1の方
1割負担の方：-376円/月
2割負担の方：-752円/月
3割負担の方：-1,128円/月
・要支援2の方
1割負担の方：-752円/月
2割負担の方：1,504円/月
3割負担の方：2,256円/月
- ⑧ 12カ月超減算
利用開始日が含まれる月から起算して12カ月を超えている場合
・要支援1の方
1割負担の方：-20円/月
2割負担の方：-40円/月
3割負担の方：-60円/月
・要支援2の方
1割負担の方：-40円/月
2割負担の方：-80円/月
3割負担の方：-120円/月
- ⑨ 食費
・食材料費と調理費相当として、朝食530円、昼食770円、夕食700円が自己負担となります。
- ⑩ 日常生活費 300円/日
・石鹸、シャンプー、おしぼりタオル等、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。ご自身で用意される場合は、お支払いの必要がありません。
- (2) その他の料金
- ① おむつ代
・全額自己負担となります。
・おむつ1枚 60円
・パット1枚 40円
- ② 複写費
・サービス実施記録の複写物を必要とされる場合は、実費として1件あたり300円を請求します。

(3) 支払方法

毎月、月初めに前月分を請求しますので、10日以内に直接、事務所でお支払い下さい。